

証券コード：3370
(発送日) 2026年6月9日
(電子提供措置開始日) 2026年6月2日

株 主 各 位

北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号
株式会社フジタコーポレーション
代表取締役社長 遠 藤 大 輔

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fujitacorp.co.jp/main/irinfotop/irp07/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第48回定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3370/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www.2jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フジタコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「3370」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号
グランドホテルニュー王子 2階 芙蓉の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第48期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
4. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

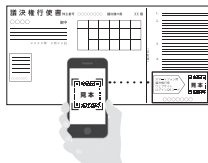
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコン、スマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策効果などを背景に緩やかに回復傾向が続いております。一方で、継続的な物価上昇による消費者マインドの停滞、不安定な国際情勢も継続しており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する飲食・小売、製造・卸売及び農畜産業におきましては、原材料、光熱費の高止まり、人手不足等による人件費関連コストの上昇が継続しており、依然として事業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

このような状況のもと当社グループにおきましては、中期経営計画に基づいて、高収益が見込める業態について慎重に検討したうえ、新規出店、改装及び新規事業への参入を進めることとしており、当連結会計年度において北海道網走郡津別町の「道の駅あいおい」の運営を受託し、新規に事業を開始いたしました。

当連結会計年度末における当社グループの飲食・小売部門の稼働店舗数は47店舗（前連結会計年度末、48店舗）、製造・卸売部門1拠点、農畜産部門1拠点であります。当連結会計年度の経営成績は、売上高5,068,508千円（前連結会計年度比3.6%増）、営業利益160,599千円（同40.9%増）、経常利益154,059千円（同36.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益125,115千円（同29.2%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

<飲食・小売部門>

当連結会計年度の飲食・小売部門におきましては、フランチャイジー事業はフランチャイズ本部主導の新商品の投入や販売促進活動を、オリジナルブランド事業は季節限定商品の開発及び販売を継続し、スマートフォンのアプリやSNS等及び定期的なメニューの投下・訴求することで、リピート顧客の獲得に努めてまいりました。

飲食・小売部門の当連結会計年度の売上高は4,529,304千円（同5.0%増）、セグメント利益176,594千円（同13.9%増）となりました。

<製造・卸売部門>

当連結会計年度の製造・卸売部門におきましては、衛生管理に最大限の注意を払いつつ、効率的かつ最大製造数を目標に掲げるとともに、新たな商品の開発及び販売並びに新規取引先開拓による販路拡大の双方で収益の最大化に努めてまいりました。

製造・卸売部門の当連結会計年度の売上高は332,276千円（同9.4%減）、セグメント利益12,271千円（同91.5%増）となりました。

<農畜産部門>

当連結会計年度の農畜産部門におきましては、搾乳量の増加目標を掲げ、栄養管理、牛舎環境の改善、牧草の自社栽培等によるコスト削減に努めた結果、前連結会計年度と比較して増益となりました。

農畜産部門の当連結会計年度の売上高は206,928千円（同3.3%減）、セグメント損失13,073千円（前連結会計年度 セグメント損失32,467千円）となりました。

<セグメント別売上高>

セグメントの名称	前連結会計年度 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月 31 日まで		当連結会計年度 2025年 4 月 1 日から 2026年 3 月 31 日まで		前 期 比 増 減 率
	売 上	構成比	売 上	構成比	
飲 食 ・ 小 売 部 門	4,311,715千円	88.1%	4,529,304千円	89.3%	5.0%
製 造 ・ 卸 売 部 門	366,858	7.5	332,276	6.6	△9.4
農 畜 産 部 門	213,951	4.4	206,928	4.1	△3.3
合 計	4,892,525	100.0	5,068,508	100.0	3.6

(注) セグメント区分は(5)主要な事業内容と同様であります。

<剰余金の配当>

当社グループの主要な事業であります飲食・小売業及び製造・卸売業は、長期的な見通しを踏まえた事業展開が必要であり、そのためには安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化を図ることが重要な課題であると考えております。収益体質の強化・充実と今後の事業展開に備えるため、内部留保に努めるとともに、株主の皆様への利益還元として業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、収益力と財務基盤の強化が順調に進捗している状況等を総合的に勘案した結果、1株当たり3円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただくことといたしました。

株主の皆様にはこれまでのご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は162,078千円で、その主なものは以下のとおりであります。

イ. 当連結会計年度に完成した主要設備

飲食・小売部門 店舗改装

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

飲食・小売部門 店舗改装

③ 資金調達の状況

当社は、成長投資等に向けた機動的な資金調達を目的として、取引銀行1行と総額100,000千円の当座貸越契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は100,000千円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (2023年3月期)	第46期 (2024年3月期)	第47期 (2025年3月期)	第48期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高(千円)	—	4,588,798	4,892,525	5,068,508
経 常 利 益(千円)	—	127,809	112,667	154,059
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	52,583	96,811	125,115
1株当たり当期純利益(円)	—	14.82	27.78	36.02
総 資 産(千円)	2,984,453	2,848,903	2,798,946	2,816,166
純 資 産(千円)	83,799	139,428	238,583	345,999
1株当たり純資産額(円)	△8.87	6.84	35.31	74.04

- (注) 1. 第45期は連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (2023年3月期)	第46期 (2024年3月期)	第47期 (2025年3月期)	第48期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高(千円)	4,194,073	4,424,002	4,678,573	4,861,580
経 常 利 益(千円)	36,698	138,131	123,939	165,889
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△69,880	65,828	111,895	135,667
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△24.04	18.70	32.20	39.11
総 資 産(千円)	2,695,983	2,569,676	2,548,865	2,603,743
純 資 産(千円)	85,229	154,103	268,342	386,310
1株当たり純資産額(円)	△8.43	11.16	44.05	85.81

- (注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	株式会社TOMON I ゆめ牧舎
資本金	30,000千円
当社の議決権比率	30%（当社と緊密者の所有株式数を合算した議決権比率 80%）
主要な事業内容	農産物の生産及び販売、牧場の経営、乳牛の育成並びに飲用牛乳及び乳製品の生産販売等

(4) 対処すべき課題

＜2027年3月期の重点施策＞

当社グループの喫緊の課題であります、安定的な収益確保ができる体制にすべく、組織編成、展開業態の絞り込み等を行い、より効率的な店舗運営だけではなく、営業店舗以外の事業分野に参入し、「食」全体の発展や生産・加工地域との連携などの地域貢献やフードマイレージの削減など、当社グループの事業間の連携が可能になりつつあるものの、原材料及び光熱費等の値上りが継続しており、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

国際情勢不安などの未確定な要素が多い状況ではありますが、当社グループは飲食・小売部門、製造・卸売部門共に店舗の運営コストの削減及び各種契約内容の見直し、収益性・立地その他の条件を考慮し、慎重に判断したうえで店舗及び新規事業の展開を進めてまいります。また、食品製造、農業、酪農など新たに参入した事業については、経営基盤固めが必要であると認識しております。

当社グループは以下の事項を課題として認識し、対処してまいります。

- ① 次期を担う人材の確保・育成
- ② 既存店舗の収益力維持及び向上
- ③ 新規出店、既存店舗の改装
- ④ 製造・卸売事業の収益化
- ⑤ 農業及び酪農業の収益化

＜継続企業の前提に関する重要事象等について＞

当連結会計年度における当社グループの業績は、営業利益160,599千円、親会社株主に帰属する当期純利益125,115千円を計上している一方で、有利子負債が2,025,340千円と負債純資産の71.9%を占め、手元流動性に比して高水準にあるため、一部の取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあります。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは当該重要事象等を解消すべく、事業面及び資金面において対応策を講じております。

事業面におきましては、店舗において期間限定メニューの投下やサービスの訴求、スマートフォンのアプリやSNS等を使用した効率的な販売促進活動による収益確保と販売管理費等のコストの削減を両立し、収益力の強化に努めてまいります。また、飲食・小売事業、製造・卸売事業に共通する原材料・消耗品をはじめとする全社的なコスト削減活動を継続してまいります。さらには、「食」に関連する事業展開につきましても、サステナビリティを意識しつつ、収益拡大に向けた取引先の新規開拓、ネット通販等の対面以外の販路の充実や海外での事業活動開始に向けた調査・トライアル販売にも着手しており、より多くのチャネルでの販売活動を行ってまいります。

資金面におきましては、一部の取引金融機関に対し、長期借入金元本返済条件緩和の継続を要請し、同意を得たうえで返済をしておりますが、今後もすべての取引金融機関との取引正常化に向けて活動を継続し、財務体質の改善を図ってまいります。

これらの具体的な対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは飲食・小売部門、製造・卸売部門及び農畜産部門を展開しております。部門別の主要な商品、製品、サービス等は以下のとおりであります。

① 飲食・小売部門

ブランド名	主要な商品・事業内容等
ミスタードーナツ	ドーナツ・パイ
モスバーガー	ハンバーガー
はなまるうどん	讃岐うどん
ベビーフェイスプラネッツ	パリ風カフェレストラン
らーめんおっぺしゃん	熊本ラーメン
牛角	焼肉
しゃぶしゃぶ温野菜	しゃぶしゃぶ
かつてん	かつ丼・天丼
道の駅あいおい	道の駅
セリア生活良品	100円ショップ

② 製造・卸売部門

名称	主要な商品・事業内容等
トワ・ヴェール	チーズ、ハム、ベーコン、アイスクリーム

③ 農畜産部門

名称	主要な商品・事業内容等
(株)T O M O N I ゆめ牧舎	酪農業

(6) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

① 当社

本 社 北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号

店 舗

飲食・小売部門

業 態 名 称	地 域	店 舗 数
ミスタードーナツ	北海道地域 東 北 地 域	15店舗 8店舗
モスバーガー	北海道地域	5店舗
はなまるうどん	北海道地域 東 北 地 域	1店舗 1店舗
ベビーフェイスプラネット	北海道地域 東 北 地 域	6店舗 1店舗
らーめんおっぺしゃん	北海道地域 東 北 地 域	1店舗 1店舗
牛角	北海道地域	1店舗
しゃぶしゃぶ温野菜	北海道地域	1店舗
かつてん	北海道地域	4店舗
道の駅あいおい	北海道地域	1店舗
セリア生活良品	北海道地域	1店舗

食 品 製 造 拠 点

黒松内町特産物手づくり加工センター（トワ・ヴェール）

北海道寿都郡黒松内町

② 子会社

株式会社TOMON I ゆめ牧舎

北海道寿都郡黒松内町字西熱原野237番地4

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食・小売部門	80 (344)名	14名増 (11名減)
製造・卸売部門	10 (3)名	1名減 (1名増)
農畜産部門	5 (0)名	2名減 (1名減)
全社（共通）	31 (4)名	3名増 (－)
合計	126 (351)名	14名増 (11名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は総労働時間を1日8時間/人（当社就業規則による実働時間）で換算し、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121(351)名	16名増(10名減)	39.7歳	9.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は総労働時間を1日8時間/人（当社就業規則による実働時間）で換算し、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	906,478千円
株式会社北洋銀行	241,653
株式会社日本政策金融公庫	224,730
株式会社商工組合中央金庫	194,180
株式会社日本政策投資銀行	155,064
株式会社みずほ銀行	131,547

(注) 1. 当社及び連結子会社の主要な借入先の状況を記載しております。
2. 2026年3月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 9,606,000株
 A種優先株式 100,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 3,432,300株
 A種優先株式 90,000株
- (3) 株主数 普通株式 10,233名(前事業年度末比6,588名増)
 A種優先株式 1名(前事業年度末比－)

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数			持 株 比 率
	普通株式	A種優先株式	合 計	
株式会社JFLAホールディングス	397,200株	－株	397,200株	11.28%
藤 田 博 章	168,600	－	168,600	4.79
株 式 会 社 ダ ス キ ン	45,100	90,000	135,100	3.84
山 下 博	87,700	－	87,700	2.49
林 昭 男	70,600	－	70,600	2.00
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	66,100	－	66,100	1.88
木 津 正 男	52,600	－	52,600	1.49
経 塚 聖 順	47,000	－	47,000	1.33
経 塚 真 理 恵	47,000	－	47,000	1.33
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	45,776	－	45,776	1.30

（注）持株比率は、自己株式79株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	6,600株	2名

（注）当社は、2025年6月26日開催の第47回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年7月16日開催の取締役会において譲渡制限付株式として新株式発行を行うことについて決議し、同年8月15日付で取締役（社外取締役を除く。）2名に対し6,600株の新株式発行を行っております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠藤 大輔	株式会社フジックス代表取締役社長 株式会社TOMONI ゆめ牧舎 代表取締役社長
専務取締役	清水 清作	経理・総務管掌
取締役	森下 將典	KOZOホールディングス株式会社 代表取締役社長 株式会社小僧寿し代表取締役社長
取締役	松原 淳二	－
取締役	上岡由紀子	弁護士 弁護士法人上野・横山・ 渡法律事務所所属
常勤監査役	栗林 法正	－
監査役	廣内 克規	株式会社JFLAホールディングス 内部監査室長 株式会社栄喜堂取締役 株式会社アルテゴ取締役
監査役	木下 雄次	丸政商事株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏は社外取締役であります。
2. 監査役廣内克規氏及び木下雄次氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役松原淳二氏、上岡由紀子氏及び監査役木下雄次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2025年12月31日をもって、藤田博章氏は取締役会長を辞任いたしました。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び争訟費用等を補填するものとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び連結子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての金銭報酬と、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬により構成する。

b. 基本報酬に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、金銭による月例の固定報酬としての基本報酬のみとし、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、その範囲内で役位、職責等に応じて当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定する。

また、社外取締役の報酬については、役割と独立性の観点から、その役割等に応じて設定された金銭報酬の固定報酬のみとし、それを12か月で按分した月例の金額を毎月支給することとする。

c. 非金銭報酬等の内容及びその額若しくは数又は算定方法の決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、2025年6月26日開催の第47回定時株主総会で決議された以下の限度額の範囲内で、役位ごとの役割のほか、会社業績、関連業種における他社の報酬水準等を考慮した上で取締役会決議により決定し、毎年一定の時期に支給する。

<譲渡制限付株式報酬>

発行又は処分される普通株式の総額は年額20,000千円以内、且つ総数は年35,000株以内とする。

d. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定は、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任し、その委任の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその報酬水準等について確認する。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長遠藤大輔氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその報酬水準等について確認しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	29	27	－	1	6
(うち社外取締役)	(2)	(2)	(－)	(－)	(3)
監 査 役	6	6	－	－	3
(うち社外監査役)	(1)	(1)	(－)	(－)	(2)
合 計	35	34	－	1	9
(うち社外役員)	(4)	(4)	(－)	(－)	(5)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2002年6月25日開催の第24回定時株主総会において月額12,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。

3. 監査役の報酬限度額は、2002年6月25日開催の第24回定時株主総会において月額1,200千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

4. 取締役(社外取締役を除く。)の譲渡制限付株式報酬は、2025年6月26日開催の第47回定時株主総会において、発行又は処分される普通株式の総額は年額20,000千円以内、且つ総数は年35,000株以内と決議しており、上記は当期費用計上額合計であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は2名であります。

5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の状況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・森下将典氏は、K O Z Oホールディングス株式会社の代表取締役社長であります。同社グループと当社との間に食材の取引関係があります。
- ・上岡由紀子氏は、弁護士法人上野・横山・渡法律事務所の弁護士を兼務しております。同法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

- ・廣内克規氏は、株式会社 J F L Aホールディングスの内部監査室長、株式会社栄喜堂及び株式会社アルテゴの取締役であります。株式会社 J F L Aホールディングスと当社との間で業務資本提携契約書を締結しております。株式会社栄喜堂及び株式会社アルテゴと当社との間には、特別な関係はありません。
- ・木下雄次氏は、丸政商事株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 森下 將典	当事業年度に開催された取締役会19回のうち16回に出席いたしました。 経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特に管理部門に関する幅広くかつ豊富な知見をもとに、当該分野についての助言、経営陣の監督を行っております。
取締役 松原 淳二	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。 経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特に飲食業界における豊富な知見をもとに、営業戦略についての助言、経営陣の監督を行っております。
取締役 上岡 由紀子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。 弁護士としての専門的な見識と豊富な経験をもとに、必要な発言を行っており、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 廣内 克規	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回及び監査役会12回のうち10回に出席いたしました。 内部監査室長としての経験をもとに、当社の内部監査及び内部統制評価について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 木下 雄次	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回及び監査役会12回のうち11回に出席いたしました。 経営者としての豊富な経験と観点から、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

清明監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	728,268	流 動 負 債	833,390
現 金 及 び 預 金	328,479	買 掛 金	119,242
売 掛 金	179,144	短 期 借 入 金	309,316
商 品 及 び 製 品	33,047	1 年 内 返 済 予 定 の	157,446
仕 掛 品	10,133	長 期 借 入 金	
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	79,214	リ ー ス 債 務	8,092
そ の 他	98,249	未 払 金	150,279
固 定 資 産	2,087,898	未 払 法 人 税 等	4,899
有 形 固 定 資 産	1,387,223	そ の 他	84,113
建 物 及 び 構 築 物	804,810	固 定 負 債	1,636,776
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,668	長 期 借 入 金	1,523,891
土 地	428,721	リ ー ス 債 務	23,917
建 設 仮 勘 定	673	資 産 除 去 債 務	16,357
そ の 他	144,350	そ の 他	72,609
無 形 固 定 資 産	178,486	負 債 合 計	2,470,167
の れ ん	30,385	純 資 産 の 部	
借 地 権	140,000	株 主 資 本	331,115
そ の 他	8,101	資 本 金	73,622
投 資 そ の 他 の 資 産	522,188	資 本 剰 余 金	162,259
投 資 有 価 証 券	65,948	利 益 剰 余 金	95,287
敷 金 及 び 保 証 金	400,537	自 己 株 式	△53
繰 延 税 金 資 産	35,345	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	14,813
そ の 他	62,457	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,813
貸 倒 引 当 金	△42,100	非 支 配 株 主 持 分	70
資 産 合 計	2,816,166	純 資 産 合 計	345,999
		負 債 純 資 産 合 計	2,816,166

連 結 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,068,508
売 上 原 価		2,025,332
売 上 総 利 益		3,043,176
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,882,577
営 業 利 益		160,599
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	869	
受 取 配 当 金	1,029	
不 動 産 賃 貸 料	137,225	
そ の 他	28,539	167,664
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49,832	
不 動 産 賃 貸 原 価	113,956	
そ の 他	10,414	174,204
経 常 利 益		154,059
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,643	3,643
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8,583	
店 舗 閉 鎖 損 失	11,387	
減 損 損 失	10,034	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,076	42,081
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		115,621
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,501	
法 人 税 等 調 整 額	△14,995	△9,493
当 期 純 利 益		125,115
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		125,115

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	699,198	流 動 負 債	746,050
現 金 及 び 預 金	324,317	買 掛 金	111,446
売 掛 金	160,833	短 期 借 入 金	309,316
商 品 及 び 製 品	32,797	1年内返済予定長期借入金	87,735
仕 掛 品	10,133	リ ー ス 債 務	5,239
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	68,898	未 払 金	144,748
前 払 金	100	未 払 費 用	24,562
前 払 費 用	40,112	未 払 法 人 税 等	4,719
そ の 他	62,005	未 払 消 費 税 等	35,424
固 定 資 産	1,904,544	前 受 金	13,212
有 形 固 定 資 産	1,120,289	預 り 金	9,644
建 物	724,218	固 定 負 債	1,471,382
構 築 物	13,854	長 期 借 入 金	1,368,871
機 械 及 び 装 置	22	長 期 リ ー ス 債 務	15,684
車 両 運 搬 具	2,386	長 期 未 払 金	6,502
工具、器具及び備品	85,214	長 期 預 り 金	63,966
土 地	274,847	資 産 除 去 債 務	16,357
リ ー ス 資 産	19,072	負 債 合 計	2,217,432
建 設 仮 勘 定	673	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	148,101	株 主 資 本	371,496
借 地 権	140,000	資 本 金	73,622
商 標 権	179	資 本 剰 余 金	162,259
ソ フ ト ウ ェ ア	3,453	資 本 準 備 金	3,622
そ の 他	4,468	そ の 他 資 本 剰 余 金	158,636
投資その他の資産	636,154	利 益 剰 余 金	135,667
投 資 有 価 証 券	40,898	そ の 他 利 益 剰 余 金	135,667
関 係 会 社 株 式	124,538	繰 越 利 益 剰 余 金	135,667
出 資 金	166	自 己 株 式	△53
長 期 貸 付 金	21,600	評価・換算差額等	14,813
長 期 前 払 費 用	12,817	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,813
敷 金 及 び 保 証 金	400,537	純 資 産 合 計	386,310
繰 延 税 金 資 産	35,345	負 債 純 資 産 合 計	2,603,743
そ の 他	42,350		
貸 倒 引 当 金	△42,100		
資 産 合 計	2,603,743		

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,861,580
売 上 原 価	1,844,564
売 上 総 利 益	3,017,016
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,828,750
営 業 利 益	188,265
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,662
受 取 配 当 金	1,023
不 動 産 賃 貸 料	137,225
そ の 他	11,295
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	49,396
不 動 産 賃 貸 原 価	113,956
そ の 他	10,229
経 常 利 益	165,889
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	6,396
店 舗 閉 鎖 損 失	11,387
減 損 損 失	10,034
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,076
税 引 前 当 期 純 利 益	125,993
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,321
法 人 税 等 調 整 額	△14,995
当 期 純 利 益	135,667

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社フジタコーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人
北海道札幌市

指 定 社 員	公認会計士	島 貫 幸 治
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	原 田 一 平
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジタコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジタコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社フジタコーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人
北海道札幌市

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	島 貫 幸 治
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	原 田 一 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジタコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社フジタコーポレーション 監査役会

常 勤 監 査 役	栗 林	法 正	㊟
社 外 監 査 役	廣 内	克 規	㊟
社 外 監 査 役	木 下	雄 次	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、連結業績並びに今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当の継続に努めることを経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、当期の業績等を勘案のうえ、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

また、A種優先株式に対する当期の期末配当につきましては、定款及び優先株式発行要項で定めた所定の計算に基づく金額とさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円
普通株式配当総額 10,296,663円
当社A種優先株式1株につき金20円
A種優先株式配当総額 1,800,000円
配当総額の合計 12,096,663円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式の 種類及び数
1	再 任 えん どう だい すけ 遠 藤 大 輔 (1976年2月22日生)	1998年4月 大阪ヒルトン株式会社入社 2001年9月 株式会社プライム・リンク（現株式会 社アスラポート）入社 2016年2月 株式会社アスラポート・ダイニング （現JFLAホールディングス）事業 開発部長 2016年4月 株式会社プライム・リンク（現株式会 社アスラポート）取締役 2016年6月 当社社外取締役 2019年3月 当社代表取締役社長（現任） 2021年6月 株式会社フジックス代表取締役社長 （現任） 2023年2月 株式会社TOMON I ゆめ牧舎代表取 締役社長（現任） 2023年6月 株式会社JFLAホールディングス取 締役 （重要な兼職の状況） 株式会社フジックス代表取締役社長 株式会社TOMON I ゆめ牧舎代表取締役社長	普通株式 14,100株
2	再 任 しみず せい さく 清 水 清 作 (1961年10月9日生)	1988年4月 株式会社藍屋（現株式会社すかいらー くホールディングス）入社 1995年12月 当社入社 2001年1月 当社執行役員 管理部長 2001年9月 当社取締役 経理部長 2005年6月 当社常務取締役 2008年8月 当社専務取締役 経理・総務管掌 （現任）	普通株式 8,300株

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の種類及び数
3	再 任 社外取締役 もり した まさ のり 森 下 將 典 (1967年4月1日生)	1990年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行 2000年11月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 2005年6月 アセットインベスターズ株式会社（現マーチャント・バンカース株式会社）取締役 2009年2月 同社代表取締役社長 2014年6月 株式会社アスラポート・ダイニング（現株式会社JFLAホールディングス）取締役海外戦略本部長 2017年6月 同社代表取締役社長 2018年8月 同社取締役グループ戦略本部長 2023年3月 株式会社小僧寿し（現K〇Z〇ホールディングス株式会社）代表取締役社長（現任） 2023年6月 当社社外取締役（現任） 2024年5月 株式会社小僧寿し準備会社（現株式会社小僧寿し）代表取締役社長（現任） Kozosushi UK Limited Director（現任） Japan Centre Group Limited Director（現任） （重要な兼職の状況） K〇Z〇ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社小僧寿し代表取締役社長	一株
4	再 任 社外取締役 まつ ばら じゅん じ 松 原 淳 二 (1954年2月8日生)	1977年4月 株式会社小僧寿し北海道本部入社 1982年10月 有限会社小僧ホービス設立代表取締役社長 1996年2月 株式会社札幌海鮮丸設立代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役（現任）	一株
5	再 任 社外取締役 かみ おか ゆき こ 上 岡 由紀子 (1976年8月23日生)	2005年10月 弁護士登録 2005年10月 ポールヘイスティングス法律事務所入所 2009年4月 札幌総合法律事務所入所 2012年4月 上野・横山・渡法律事務所（現弁護士法人上野・横山・渡法律事務所）入所（現任） 2022年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士 弁護士法人上野・横山・渡法律事務所所属	一株

- (注) 1. 森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は、森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の取締役選任につき、ご承認いただいた場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、社外取締役がその職務の遂行にあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任限定契約に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の上限といたします。

3. 各取締役候補者（社外取締役候補者を除く。）の選任理由
- (1) 遠藤大輔氏は、当社の代表取締役社長を務め、経営全般における豊富な経験や見識、業界における幅広いネットワークを有しており、当社のさらなる企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。
 - (2) 清水清作氏は、管理部門全般に関する豊富な経験を有し、当社の専務取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験や見識を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
4. 森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- (1) 森下將典氏は、事業提携やM&A、経営改革等に携わっており、これらの幅広くかつ豊富な経験を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。
 - (2) 松原淳二氏は、長年にわたり事業会社の代表取締役社長を務めた経験があり、特に飲食業界における豊富な経験を有しているとともに、経営者としての確かな視点を有していることから、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。
 - (3) 上岡由紀子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な見識と豊富な経験を有しており、引き続きその知識・経験を活かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。
5. 当社は、松原淳二及び上岡由紀子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 森下將典氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏は、現在当社の社外取締役であります。森下將典氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年、松原淳二氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年、上岡由紀子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 各候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
- (1) 森下將典氏は株式会社小僧寿しの代表取締役社長であり、当社と同社との間には、当社ブランドのレシピ提供の取引関係がありますが、取引の規模は僅少であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはないと判断しております。
 - (2) 松原淳二氏は、1996年2月から2022年6月まで株式会社札幌海鮮丸の代表取締役社長を務めておりました。当社と同社との間には、商品の取引関係がありますが、取引の規模は僅少であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはないと判断しております。
 - (3) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 上岡由紀子氏の戸籍上の氏名は渡邊由紀子であります。

（ご参考）スキル・マトリックス

当社が取締役候補者に期待する主な知見や経験は次のとおりであります。

氏名	役職	知見・経験					
		企業経営 経営戦略	営業・ マーケティング	事業開発・ M&A	人事・労務	財務・会計・ ファイナンス	法務・リスク マネジメント
遠藤 大輔	代表取締役社長	●	●	●	●		
清水 清作	専務取締役	●			●	●	●
森下 將典	社外取締役	●		●		●	●
松原 淳二	社外取締役	●	●	●	●		
上岡 由紀子	社外取締役				●		●

（注）上記一覧表は、各取締役候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2025年6月26日開催の第47回定時株主総会において補欠監査役に選任された池田直美氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の種類及び数
い け だ な お み 池 田 直 美 (1979年7月10日生)	2007年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2011年9月 公認会計士登録 2022年9月 公認会計士池田直美事務所開業(現任) 2023年10月 はまなす公認会計士共同事務所(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士池田直美事務所代表 はまなす公認会計士共同事務所所属	一株

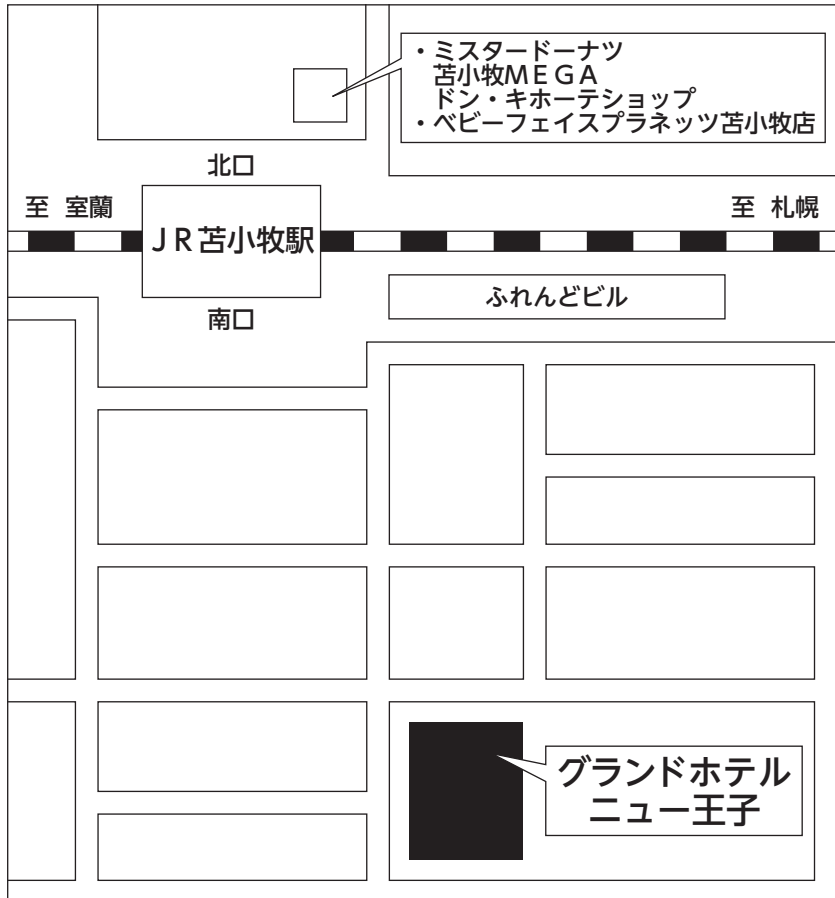
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 池田直美氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 池田直美氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏の公認会計士としての豊富な経験と見識を活かして、客観性や中立性を重視した会計監査が期待できるためであります。
4. 当社は、池田直美氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 池田直美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 池田直美氏の戸籍上の氏名は斗澤直美であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所 : 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号
グランドホテルニュー王子 2階 芙蓉の間
TEL 0144-31-3111

最寄駅 : J R 苫小牧駅下車 南口より徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。